

地域に恩返しを



藤村 建太さん

環境美化・保全活動への顕著な貢献で南国市環境課長から感謝状、高知大学長から表彰状を授与された高知大学地域協働学部4年生の藤村建太さんにお話を聞いてきました。

「環境美化・保全活動とはどんなことをしていますか？」

大学1〜2年生の時はボランティアとして、3年生になってからは長期インターンシップで、南国市役所の環境課で業務の手伝いをしています。

「どうして環境課の業務を手伝っているのですか？」

小学生のときは、少年消防クラブ

や南国市子ども会連合会ジュニアリーダーズクラブなどに所属しており、小さい頃から「地域のために貢献したい」という気持ちがありました。中でも、地元の女性部の方などの活動を見て環境の分野にも興味を持ち、市役所のOBの方などのご縁もあり、環境課の仕事を手伝わせてもらうことになりました。

日常生活で「ごみ」は必ず発生するものです。ごみの収集作業をされている方や環境美化などに携わっている方々の仕事の大変さを一人でも多くの方に知ってもらいたいと思ったことや、地域のためにもっとごみを減らす方法を知るためにも環境課の業務を手伝っています。

「環境課ではどのような活動をしていますか？」

大学1〜2年のときは、主にごみステーションに放置されたごみの回収や分別作業を手伝っていました。回収されないごみもいろいろありますが、可燃ごみにビンや缶などの不燃物が入っているものが意外と多いです。使用済みのおむつが袋に入っていない状態でまとめて出されている

た時はとても衝撃的でした。こういった違反ごみは環境委員さんに対応されていますが、私は少しでも違反ごみを減らすための働きかけができればと考えて活動しています。実際に環境委員さんから、直接感謝の気持ちを伝えられたときは大変うれしく思いました。

「環境の分野以外に何かやっていますか？」

小学生が行うタグラグビーのフェリーの資格を持っており、現在四国大会などで主審を務めています。いつかは全国大会のレフェリーもやってみたいと思っています。



▲違反ごみを出さないよう正しい分別をお願いします

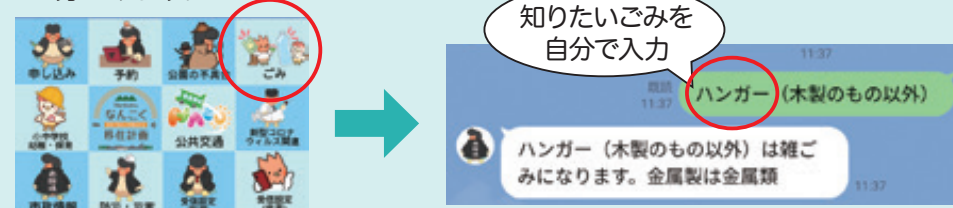
環境課からのお願い

歯ブラシやプラスチックのハンガーなど硬質プラスチック製品は基本雑ごみです。容器包装プラスチックとの分別が分からない場合は、南国市の「家庭ごみの分け方・出し方」を見ていただくか、環境課にお問い合わせください。南国市の公式LINEでもごみの出し方が分かるので、活用してください。



簡単！市の公式LINEでごみの分別方法が分かります！

メイン画面の「ごみ」>「ごみの出し方」をタップし、自分の知りたいごみを入力すると分別方法が分かります。



▲お友達登録はこちらから

■問い合わせ／環境課 ☎ 088-880-6557

環境課からのお知らせ

飼い主のいない猫の不妊手術を支援します！



飼い主のいない猫の増加を抑え、やむを得ず殺処分される不幸な猫をなくすために、飼い主のいない猫の不妊手術費の一部を助成します。

- 補助金額上限／1匹につき5,000円
 - 申請条件／南国市民で、令和6年度に市内に生息する飼い主のいない猫の不妊手術など(卵巣や子宮、精巣を摘出する手術)を受けさせていること
 - 申請に必要な物／不妊手術などに係る費用の領収書原本
 - 申請期限／令和7年3月31日(月)
- ※予算がなくなり次第終了します。申請方法など詳しくはお問い合わせください。

野焼きは原則禁止！

「洗濯物に臭いが付くので干せない」「部屋に煙が入ってくるので窓を開けられない」と苦情が寄せられています。また焼却でダイオキシン類などの有害物質が発生し、人の健康に悪影響を及ぼすこともあります。

野焼きは、法律により原則禁止されています。農地管理のための枯れ草の焼却などは一部除外されていますが、これらの場合でも煙や悪臭で近隣の苦情の原因となりそうなものや火災の危険性があるような焼却は行わないでください。

やむを得ず焼却する場合でも、風向や時間帯を考慮し、できるだけ短時間で焼却するようにしてください。

市内一斉清掃

- 日時／6月2日(日)
- ・開始時刻・集合場所などは地区で決めていますので、回覧などでご確認ください。
- ・午前9時30分までに地域で定められた集積場所へ集めてください。
- ・小雨決行、順延なし。気象に関する注意報、警報発令などの場合は市の回収を中止します。
- 収集しないもの
- 家庭のごみや草木(道路・空き地・庭)、水路・側溝などの泥

■問い合わせ／環境課 ☎ 088-880-6557

令和5年度 行政情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

行政情報公開請求

公開請求件数	処理状況
65件 内 訳 市長部局 45件 市長部局外 20件	公開 29件
	一部公開 15件
	非公開 21件
	(不 存 在 20件)
	却 下 0件
	取 下 げ 0件

一部公開は、住所・氏名などの個人を特定する情報や、公開することで法人などの正当な利益を害する可能性があるもの(印影や口座情報など)を除いて公開しました。

非公開は、20件が該当する文書が存在しない(不作成や保存期間満了による廃棄)ことによるもので、1件は法令などで公開しないことと定められているものでした。

審査請求は3件あり、全て棄却しました。

個人情報開示請求

開示請求などの件数	内容別件数	処理状況
19件 内 訳 市長部局 19件 市長部局外 0件	開示請求 19件	開 示 16件
		一部開示 2件
		不 開 示 1件
		(不 存 在 1件)
		却 下 0件
		取 下 げ 0件
	訂正請求 0件	—
	利用停止請求 0件	—
	苦情・相談 0件	—

一部開示は、本人以外の第三者に関する情報が含まれていたことによるもので、不開示は、該当する文書が存在しない(不作成) ことによるものでした。

審査請求は1件あり、棄却しました。

保有個人情報の目的外利用及び外部提供

個人情報の保護に関する法律第69条第2項の規定に基づき、市が保有する個人情報について、目的外利用を4件、外部提供を4件行いました。

■問い合わせ／総務課総務係 ☎ 088-880-6551